様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024　年　10　月　22　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ふじおかほけんこんさるたんと  一般事業主の氏名又は名称　有限会社藤岡保険コンサルタント  （ふりがな） ふじおかてつや  （法人の場合）代表者の氏名 藤岡徹也  住所　〒731-5106  広島県広島市佐伯区利松２－１２－１０  法人番号　7240002014414  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ＤＸ推進への取り組み」 | | 公表日 | ２０２４年　９月　１１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ＷＥＢサイトにて公表  ＨＰ掲載「ＤＸへの取り組み」PDF  <https://hiroshima-fp.com/download/dx.pdf>  ◆ＤＸ基本方針  （ページ１）  ◆デジタル社会（DX)に向けてのビジョン  （ページ１～２） | | 記載内容抜粋 | ◆ＤＸ基本方針  １．顧客本位のＤＸサービスの提供  ２．完全ペーパレス化の実現  ３．データ活用の強化  ４．セキュリティの強化  ５．社員のＩＴリテラシー向上  ６．持続可能な成長  ◆デジタル社会の（ＤＸ）に向けてのビジョン  近年、デジタル化が急速に進む中で、保険業界を取り巻く環境は劇的に変わりました。さらに、コロナ禍をきっかけに、「お客様との接点」のあり方も大きく変わり、対面から非対面へのコミュニケーションの移行が進んでいます。この流れは今後ますます加速し、従来の方法にこだわらない柔軟な対応が求められる時代になりました。  今後は、お客様との接点におけるプロセスのデジタル化を進め、これまでとは異なる形の新たなビジネスモデルを創造することが、全てのステークホルダーに対してより一層の付加価値を提供するために必要不可欠だと考えています。  当社は、デジタル変革の波をチャンスと捉え、デジタル戦略を通じてお客様の利便性および業務生産性の大幅な向上を図ります。「三世代にわたって選ばれる地域 No.1 の総合保険代理店を目指す」という将来理想のもと、「グリーン×デジタル」戦略を新たな成長戦略への原動力と位置づけ、SDGsが目指す持続可能な社会の実現に貢献することで、地域に愛され続ける“Beloved Company”（愛される会社）を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会による承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ＤＸ推進への取り組み」 | | 公表日 | ２０２４年９月１１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ＷＥＢサイトにて公表  ＨＰ掲載「ＤＸへの取り組み」PDF  <https://hiroshima-fp.com/download/dx.pdf>  ◆ＤＸ推進に向けてのデジタル成長戦略  （ページ２） | | 記載内容抜粋 | 【デジタル成長戦略２０２４】  ①すべての申込み手続きと保険金請求手続きを完全ペーパレス化することを目指します。  ②生成AIなどの技術を活用して業務を拡張し、従来の常識を打ち破る高効率な業務プロセスを構築することで、社員の「働きがい改革」を実現することを目指します。  ③NPS（ネットプロモータースコア）を活用し、アンケート結果から得たフィードバックを基に顧客ロイヤリティを数値化して分析し、そのデータをサービス改善やマーケティング施策に役立てます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会による承認 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ＷＥＢサイトにて公表  ＨＰ掲載「ＤＸへの取り組み」PDF  <https://hiroshima-fp.com/download/dx.pdf>  ◆ＤＸ推進体制  （ページ２～３） | | 記載内容抜粋 | 【社内体制の整備】  DXを推進するため、代表者が積極的にデジタル技術を導入し、トップダウンの体制を構築します。  その上で、デジタル技術を活用して業務プロセスの効率化とデータ分析による迅速な意思決定を行い、お客様満足度と業務プロセスの生産性向上を実現します。  【ITリテラシー向上】  当社は「広島県リスキリング推進宣言」に登録し、ITパスポート資格などの取得費用を支援することで、DX人材育成と社員の学び直し（リスキリング）をサポートしています。  ２０２６年度末までに「ITサポート資格」取得者３名を目指します。（令和６年９月１１日現在／1名取得） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ＷＥＢサイトにて公表  ＨＰ掲載「ＤＸへの取り組み」PDF  <https://hiroshima-fp.com/download/dx.pdf>  ◆生成ＡＩ活用に向けた環境整備  （ページ３） | | 記載内容抜粋 | 当社は、生成AIの本格的な活用に向けた環境整備を進めるとともに、これらのイノベーションに関わる投資を積極的に行っていきます。  生成AIの導入は、我が社にとっても、同業他社間での競争力を高め、持続可能な成長を達成するための重要な戦略です。これら最新の技術を取り入れることで、顧客対応や照会応答自動化や、さらなる社員の働きがい向上と、お客様に質の高いサービスをご提供することを目指していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ＤＸ推進への取り組み」 | | 公表日 | ２０２４年９月１１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ＷＥＢサイトにて公表  ＨＰ掲載「ＤＸへの取り組み」PDF  <https://hiroshima-fp.com/download/dx.pdf>  ◆ＤＸ推進の取り組み各種指標(KPI)  （ページ３） | | 記載内容抜粋 | 当社のＨＰ掲載の「お客様本位の業務運営方針（KPI）」にて公表しています。  今後は、以下のＫＰＩ指標を設定し、自社ＨＰで公表していきます。   1. ＮＰＳ回答件数＆回答率 2. デジタル手続き率 3. マイページ登録連携率 4. ＷＥＢ証券率 5. オンライン面談率 6. 公式ＬＩＮＥ登録者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年　９月　１１日 | | 発信方法 | 当社ＷＥＢサイトにて公表  ＨＰ掲載「ＤＸへの取り組み」PDF  <https://hiroshima-fp.com/download/dx.pdf>  ◆代表メッセージにて公表・発信  （ページ５） | | 発信内容 | 私たちは、デジタル社会を見据えた明確なビジョンと成長戦略でDXを強力に推進し、これからの新しい時代に対応できる環境を整えつつ、お客様の期待に応えるデジタル革新への挑戦を続けています。  これからも、人の力とデジタルを融合させた、これまでにない全く新しい顧客体験価値（ＣＸ）を創造し「人と人とのつながりをデジタルが支える社会」への実現に取り組んで参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年９月１１日より継続中 | | 実施内容 | ＤＸ推進指標自己診断フォーマットによる自己分析を行い自己診断結果を提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年１月１３日より継続中 | | 実施内容 | 当社は、中小企業自らが情報セキュリティ対策に取組むことを自己宣言する制度「SECURITY ACTION」に基づき、自己宣言２つ星を宣言しています。  《ＨＰ掲載箇所》ガバナンス➔サイバー・情報セキュリティ対策　<https://hiroshima-fp.com/sdgs/governance>  人的・技術的・物理的脅威に対して、情報セキュリティポリシー（基本方針）に則り、対策や社員教育を実践しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。